

北方海域をめぐる日露戦中・戦後の日本外交

——樺太占領と海獣保護を中心に——

高橋 亮 一

はじめに

一九〇五年九月五日、日本はポーツマス講和条約によってロシアからサハリン島の南半分（南樺太）を獲得するとともに、オホーツク海・ベーリング海・日本海のロシア領海内における漁業権を許与された。このように、ポーツマス条約は、日本とロシアの漁業関係を規定したものの、ラッコ・オットセイ猟業については、一九世紀末からつづく海獣保護の国際的な枠組みを背景として、一般の漁業と一括して論じることのできない問題を抱えていた。⁽¹⁾ そもそもラッコ・オットセイは、オホーツク海・ベーリング海（以下、北方海域）にのみ棲息する回遊生物である。後述するように、この海獣は、毛皮から得られる外貨のために濫獲され、一九世紀後半には絶滅の危機に陥った。

これを受けて英米露三ヶ国は、一八八〇年代から海獣保護に着手して、国際社会が生物保護に取り組む体制を築いた。⁽²⁾ 別稿で論じたように、日本は、外国人による海獣の密猟行為を止めるために、軍艦巡視に基づく海獣保護活動を展開した一方、臘虎臘肭獸獵法⁽³⁾（一八九五年三月六日）と遠洋漁業奨励法（一八九七年四月一日）を制定して、海獣猟業を奨励したのである。

このような日本の海獣猟業に関する二律背反的な態度は、和田一雄氏や山田伸一氏などの先行研究においては、海獣猟業の奨励と海獣保護とを分けて論じるあまり、日露戦争やポーツマス条約といった国際政治の変化と関連づけて十分に捉えきれない。⁽⁴⁾ 海獣猟業を日本外交から見た時、そこには通説では捉えきれなかった日本の海洋進出の在り方を見出すとともに、海獣毛皮資源をめぐる国際環境における日本外交の特質やその位置づけも明らかにすることができると。このことを検討していくために、本稿ではチュレーニー島（英語名・ロツベン島、⁽⁵⁾ 日本名・海豹島）に注目したのである。

チュレーニー島は海獣の群集地であり、日本がポーツマス条約によって獲得する樺太南部に含まれていた。この島の周辺三〇海里の海には、一八九三年英露条約に基づいた海獣の禁猟区（保護区域）があり、平時においてロシアはこの区域内に軍艦を派遣して海獣保護のための巡視活動を行なうことができた。しかし、日露戦争下において日本軍がロシア船舶を拿捕し始めると、ロシア政府は保護活動を実施できなくなり、条約の相手国であったイギリスに保護活動を代行させた。イギリスは、これに応じてロシアの禁猟区へ軍艦を派遣したのである。

日本政府は、日露戦争以前から海獣猟業を奨励していたにもかかわらず、日露戦時中にはイギリスの海獣保護活

動を代行する動きを見た。このことは先行研究においても言及されているものの、日本がイギリスの海獣保護活動に協力した背景やその意義を明らかにしていない。⁶⁾これを説明するためには、日露戦争中における日本の海獣猟業の二面性（猟業奨励と海獣保護）について、当時の国際関係と関連づけながら考察する必要がある。戦時中における日本の行動や、後述するサハリン島占領の意義を海獣保護の側面から検討することは、日露戦後において日本がどのように北方海域を位置づけようとしていたのかについて再評価することにもつながる。

その第一歩として、本稿では、北方海域の海獣毛皮資源をめぐる、日本が英露条約とどのように関わってきたのかについて検討し、日本外交における海獣猟業の意義を明らかにすることを目指す。本稿における考察の主体は日本の外務省・農商務省・海軍省であることから、分析に用いる史料は外交文書や各省間の通牒が中心となる。そこに、イギリスやロシア側の史料を組み合わせて、その当時の国際的な文脈を踏まえつつ、日本における海獣猟業の歴史的意義を検討していきたい。

一、日露戦争と海獣保護

(一) 「保護区域」の運用をめぐる英露関係

日露戦前の北方海域においてラッコ・オットセイの毛皮は、各国にとって外貨収入源であったことから、それらの海獣は濫獲されていた。そのため、この毛皮資源は枯渇の危機に陥っていた。このことを受けて、英露両国は、一八九三年五月三〇日に露領コマンドルスキー諸島とチュレーニー島に「保護区域」（領海を含む島嶼部周囲三〇海里、

沿岸部一〇海里内)を設けて、区域内における密猟者の摘発をロシアへ委任することを確認した。⁽⁷⁾これにより、ロシアは、船舶を密猟容疑で拿捕する権限を主権の及ぶ範囲(領海)から公海の一部に拡大することができたのである。

しかし、日露戦争が一九〇四年二月に勃発し、日本軍がオホーツク海・日本海方面で活動するロシア国籍の船舶を拿捕し始めると、⁽⁸⁾ロシアは極東方面における海軍戦力が日本よりも貧弱であったことから、「保護区域」の巡視を行なうことが困難になった。これについてイギリス外務省は、五月七日にロシア当局へ日本の猟船が戦争に乗じてロシア領の海獣群集地を襲撃する可能性を説明したという。⁽⁹⁾これがきっかけとなって、ロシア政府は、七月二日に自国の領海と「保護区域」への巡視をイギリスに要請し、ロシアの保護活動を代行するよう求めた。⁽¹⁰⁾これに応じて、イギリス政府は、英露条約の枠組みの下で軍艦アルジェリン号を派遣したのである。

(二) 英国軍艦アルジェリン号派遣に関する日本外務省・農商務省の対応

以上のような英露両国の交渉について、日本外務省は十分に把握できていなかった。唯一外務省が掴めていた情報は、一九〇四年二月中旬、イギリス軍艦アルジェリン号が海獣保護のための巡視活動を目的として、露領コマンドルスキー諸島とチュレーニー島へ派遣されるという情報のみであった。⁽¹¹⁾

このイギリス軍艦の派遣は、六月中旬になってから日本に影響を与え始めた。六月一四・一六・二四日の三度にわたり、駐日イギリス公使C・マクドナルドは、日本外務省に海獣保護のために自国の軍艦を派遣することを正式に通達し、千島列島における石炭補給の許可を求めた。⁽¹²⁾併せて、「保護区域」内で日本人猟業者が活動しないよう求

める覚書を外務省へ送り、日本に英露条約の順守も呼びかけた。⁽¹³⁾ これらの求めに応じて、外務省は海軍省と協議して石炭供給の段取りを整え、北海道庁へ軍艦寄港に関する通知を出した。そして、六月二七日に外務大臣小村寿太郎は、マクドナルド公使へイギリス側の要請は「孰レモ差支無之」と回答して、海獣保護に関する日本の全面協力を表明した。⁽¹⁴⁾ 在コルサコフ領事野村基信が作成した漁業規則案から窺えるように、外務省は、英露条約に準じて北方海域における海獣の全面禁猟措置を講じ始めたのであった。⁽¹⁵⁾

これに対して、農商務省は、英露条約が日本の公海猟業を規制する危険性を指摘した上で、英露条約は「我国漁獵者ニ対スル取締權ニハ、毫モ關係ナシ」と反論し、「帝國政府ニ於テハ該〔マクドナルド公使の〕覚書ニ対シテハ同意セラルヘキモノニ無之」と述べて、イギリスの申し入れを拒否すべきであると主張した。⁽¹⁶⁾

もつとも、水産局長牧朴真が「世界ニ於テ尊重セル海獣ヲ保護シテ永遠ニ其跡ヲ絶タサラシムルモ亦一大快事ナラスヤ」と主張したように、農商務省は、海獣保護に努めるべきであるとも考えており、⁽¹⁷⁾ 英露条約に基づく英国軍艦の派遣には一定の理解を示していた。そのことは、農商務省が日本の海獣猟業者へ「訓戒シ、我国ノ体面ヲ維持スルカ為メ一層違反者ヲ出サシメサル、様尽力スル」姿勢を取ったことから窺える。⁽¹⁸⁾ 農商務省がイギリスを非難したのは、英露条約に基づく公海猟業の一部規制を日本へ適用させようとした点にあり、農商務省そのものが海獣保護に消極的であったわけではなかった。農商務省側には前述のような懸念があったにもかかわらず、外務省はイギリスの巡視活動を容認してしまったのである。史料的な根拠は乏しいものの、日本がイギリスとの関係性を重視したのは、日英同盟協約を維持していくという外交的配慮に基づくものであったと推察される。

(三) アルジェリン号の巡視活動と日本における海獣猟業の規制

イギリス軍艦アルジェリン号は、日本外務省から軍艦派遣に関する諒解を得たのち、七月三日からカムチャツカ半島のペトロバヴロフスクを拠点として、カムチャツカ半島沿岸やオホーツク海、サハリン島近傍のチュレーニ島にて巡視活動を行なった。この巡視においてイギリスは、国際法における属人主義の立場から自国の違法猟業者を逮捕する権利を行使することができた一方、英露条約の適用範囲外であった日本国籍の船を拿捕することはできず、そうした日本船の記録を取って本国へ報告するよりほかなかった。それゆえ、アルジェリン号の巡視報告は、外国人猟業者、とりわけ日本人による狩猟活動を報じている。それによると、日本の猟船は、ロシア側の巡視活動が十分に行なわれていないことを知るや、カムチャツカ半島沿岸やコマンドルスキー諸島へ出猟して、ロシアの領海や「保護区域」で海獣猟業を行なっていた。中には船団を組んでコマンドルスキー諸島を襲撃し、現地の物資や毛皮を掠奪した日本人もいた。そこに英米猟業者が日本船の雇い水夫として猟業に従事していたことから、英露条約は海獣保護の役割を果たしていなかったとい¹⁹⁾う。まさに日本の猟船は、日露戦争に乗じてベーリング海へ進出していたのである。

アルジェリン号の巡視は、海面が凍結する冬期には実行できず、一〇月末日をもって終了した。マクドナルド駐日公使は、一〇月二七日にアルジェリン号の報告書を日本外務省へ送付した。この報告書を受け取ってから、農商務省は、北海道庁長官や各府県知事、各地方の警察などに向けて、今後の出猟予定者に対して「猥りニ生育場附近

二侵入」したり、あるいは「生育場ニ上リ屠殺」したりすることを自粛するよう訓諭を發した。⁽²⁰⁾しかし、この訓諭には罰則規定がなく、公海における日本人の海獣猟業を止めることはできなかった。翌一九〇五年四月にも、内務省警保局は、農商務省の意向を踏まえて、各県の知事へ猟業者がコマンドルスキー諸島へ向かわないように「厳密視察」を命じたものの⁽²¹⁾、この通達をもって公海猟業の抑止力になったのかは不明である。⁽²²⁾これについては、前述したように、「我国ノ体面ヲ維持」するために訓諭を出したという点から、日本の対外的な体面を取り繕うためのものにすぎなかった。⁽²³⁾日本が英露条約の法的拘束を受けないことや、国際法上において公海の猟業活動はいかなる国の規制も受けないことから、外務省は、海獣猟業を奨励し続けることに差し支えはないと見ていた。それゆえ、外務省・農商務省の対応は、イギリスとの関係を維持するための表面的な応答にとどまり、日本人猟業者は、外貨を求めて海獣猟業に従事し続けたのであった。

以上のように、海獣猟業に関する日本政府の姿勢は、猟業奨励・公海猟業自由の原則を維持しており、英露条約に基づく海獣保護と相反するものであった。とはいえ、海獣保護の国際的な潮流や対英関係を無視するわけにもいかず、政府は、表向きは海獣保護に協力しつつ、実際には自国の猟業奨励を続けていくことによって、猟業奨励と海獣保護の両立を図ったのである。

二、日本における海獣猟業とサハリン島占領作戦

(一) 遠洋漁業奨励法の改正と海獣猟業

こうした英露両国の海獣保護活動に反して、なぜ農商務省は公海猟業を奨励し続けたのか。この理由は、日本人猟業・漁業者たちによる北方への出猟(漁)過程を踏まえて検討しなければならない。そもそも、日本国内では、日露戦争開戦前から臘虎膾炙獣猟法と遠洋漁業奨励法に基づいた海獣猟業が奨励されていた。猟業奨励の動きは、日露戦争に突入すると、日本人漁業者たちが水産資源や毛皮を求めてオホーツク海へ漁業・猟業進出しようとする姿勢を受けて、より顕著なものになった⁽²⁴⁾。これを見た農商務省は、戦時中においても漁業・猟業を盛り上げていくために、遠洋漁業奨励法の改正に踏み切った(一九〇五年四月一日施行)。遠洋漁業奨励法は、日本人による遠洋漁業を發展させることを企図して奨励金を交付する法令であり、今回の改正では、「奨励金の枠を広め、その給付率を引き上げて、遠洋漁業奨励事業をより拡充していくこと」が指向された⁽²⁵⁾。この改正に際して農商務省は、領海幅員や公海の「何里ト云フ里数ノ區別」を問わず、現在の東シナ海や黄海、日本海、オホーツク海、太平洋などのあらゆる「日本ノ近傍ノ海面」を「遠洋」と定義して、そこへの日本人猟業・漁業者の出猟(漁)を促したのである⁽²⁶⁾。

ただし実際のところ、遠洋漁業奨励法の改正がただちに日本の海獣猟業を大きく推進したわけではない。一九〇四年度の奨励金交付総件数二九件中に占めるラッコ・オットセイ猟業は一八件、翌年は三五件中二一件を占めており、わずかに三件の増加にすぎなかった⁽²⁷⁾。とはいえ、在函館アメリカ領事E・J・キングの調査によると、日本国籍

の猟船（函館に寄港したものに限る）は、毛皮を求めて日本海や北方海域へ向かっており、特に一九〇四年にはコマンドルスキー諸島にて毛皮五、〇〇三枚相当、翌年には六、八〇五枚相当の海獣を猟獲したとされ、海獣の猟獲数は増加していた。⁽²⁸⁾このように、日本人を北方海域へ出猟させた原動力は、日露戦前から続く農商務省の猟業奨励政策にあったといえる。

（二）サハリン島漁業権回復運動における猟業の位置づけ

北方海域へ出猟者を増加させた要因は、以上のような政府側の動きのみならず、露領へ出漁していた日本人漁業者たちが引き起こした漁業権回復運動にも見出すことができる。この運動は、ロシア当局が漁業仮規則（一八九九年一月）を発して一八七五年樺太千島交換条約第六款第一条（ロシア領海における漁業権許与）を反古にして、自国領内における日本人の漁業を規制したことに端を発する。ロシア当局の動きに反発してこの運動に携わった漁業者たちは、当初は仮規則の撤廃を訴えていたが、日露開戦以降には、サハリン島の漁場を武力で奪取すべきとの強硬手段を訴えるようになった。それゆえ、日本陸軍がサハリン島への侵攻計画を立てていることを知ると、漁業者たちはサハリン島で諜報活動などに従事して戦時協力をする一方、協力を名目として露領へ出漁し始めたのである。⁽²⁹⁾

とりわけ、露領水産組合（一九〇二年設立）長の内山吉太は、漁業権回復運動と海獣猟業との親和性に言及して、サハリン島占領の利点を次のように指摘した。すなわち、陸上では「殖産興業」を進め、海上では「オホツク海の海上権」を確立することによって「北太平洋の契点」すなわち中継点を形成するとともに、チュレーニー島やコマ

ンドルスキー諸島といった「海獣猟業経理上の便宜」を獲得するというものである。⁽³⁰⁾彼の主張は、海獣猟業の拠点を占領することによって、露領における日本人の漁業・猟業の操業範囲を拡大していくことを指向するものであり、漁業者たちと軍の戦時協力関係は、まさに彼の主張を裏づける行動であった。

内山の主張は、在コルサコフ日本領事館書記生の鈴木陽之助が一九〇五年四月一〇日に行なった講演内容にも通じる部分がある。⁽³¹⁾国内の漁業・猟業者たちは、露領における漁業権を回復する過程で、海獣猟業も掌握しようとしていた。前述したように、農商務省は、英露条約の順守を漁業・猟業者たちへ呼びかけつつも、実際には遠洋漁業奨励法を改正して北方海域への出猟を促した。日露戦時中における日本人の海獣猟業は抑制されることなく、遠洋漁業奨励法を背景として、さらに躍進していくこととなったのである。

三、サハリン島占領作戦における海獣保護活動

(一) サハリン島占領計画の立案とチュレーニー島

露領漁業に従事する日本人がサハリン島の占領を期待する中、日本陸軍は一九〇五年春頃にサハリン島占領計画を立案した。陸軍はサハリン島を「国富ヲ進メ且ツ日本海ノ死命ヲ掌握スル」ための要衝と位置づけて、カムチャツカ半島の「漁業ノ利益(漁場)」を獲得する起点として利用することを企図した。⁽³²⁾この見解は、陸軍参謀次長長岡外史や大本営参謀松石安治を中心に共有されており、六月一四日に満洲軍総参謀長の児玉源太郎の支持を得たこと⁽³³⁾によって、サハリン島占領作戦へ昇華したのである。こうした点から、サハリン島占領作戦に関する先行研究では、

陸軍の主体性があつた一方、上陸部隊の輸送任務という後方支援に徹した点から、海軍には「樺太遠征に熱意がな」⁽³⁴⁾かつたと評価されてきた。しかし、次に見るチュレーニー島の占領方針からは、海軍が海獣保護を用いてサハリン島占領作戦に積極的な関与をしていたことがわかる。本章では、サハリン島占領作戦における海獣保護の意義について、海軍の作戦行動から考察したい。⁽³⁵⁾

サハリン島占領作戦におけるチュレーニー島の位置づけに関しては、六月一七日に政府部内で作成された「長山〔サハリン島〕占領ニ関スル覚書」において、「海豹島」が占領対象地域として明記されている点から窺うことができる。⁽³⁶⁾海豹島という名称は、七月一三日付の水路部告示をもってチュレーニー島の日本語名であると正式に定められたことから、覚書における「海豹島」という語句は、七月一三日以降に何者かによって加筆された可能性が高い。とはいえ、六月二二日に小村外相が、「今般我軍隊カ薩哈噠〔サハリン〕島ヲ占領シタル場合」、「『ロツベン』嶋附近ニ限り之〔イギリスの巡視活動〕ヲ謝絶」して、「膺膺密獵ハ帝国海軍ニ於テ之ヲ取締」すべきであると山本海相へ述べたように、⁽³⁸⁾サハリン島占領作戦の経過次第ではチュレーニー島を占領し、海獣保護のための巡視活動を実施する可能性があつた。これは、イギリスが海獣保護を名目としてサハリン島占領作戦へ介入してくる可能性を取り除くために、日本がイギリスに代わってチュレーニー島を含む海域で海獣保護活動を行なうほかなかつたことを示唆している。事実、日本軍が占領作戦を立てた時、イギリス政府は海獣保護のための軍艦派遣を一九〇五年春時点で決めており、一九〇五年七月よりコマンドルスキー諸島とチュレーニー島を巡視する予定であつた。⁽³⁹⁾日本海軍は、サハリン島占領作戦にイギリスが介入する余地を無くすために、海獣保護活動を計画したのであつた。

(二) 北遣艦隊における海獣保護活動

サハリン島占領作戦を策定した後、連合艦隊司令部は、六月一九日に第三艦隊（司令長官・片岡七郎）と第四艦隊（司令長官・中尾雄）、第一駆逐艦隊からなる北遣艦隊を編成し、この艦隊に樺太上陸部隊（陸軍第一三師団）をサハリン島南端コルサコフまで輸送する任務を命じた。連合艦隊の第三、第四艦隊は、日本海海戦（五月二七～二八日）後も日本海（朝鮮半島東沿岸から北海道西海岸まで）に残存するロシア軍艦を掃討しつつ、海上巡視にあたったこと⁽⁴⁰⁾から、上陸部隊の輸送任務には適していた。当時、海軍は「環海の島国である日本を強力な海軍で守る」という構想に基づいて、海上巡視のために日本海へ軍艦を投入していた⁽⁴¹⁾。ただし、サハリン島占領作戦における巡視活動には海獣保護という側面があったことから、北遣艦隊は単なる「兵員輸送部隊」として投入されたと評価することはできない⁽⁴³⁾。以下、北遣艦隊の海獣保護活動を考察したい。

北遣艦隊は、七月一日より上陸部隊をサハリン島へ輸送し始めた。海獣保護活動に関しては、北遣艦隊の第四艦隊旗艦艦台南丸が、七月一四日にチュレーニー島へ到着してから始まった。台南丸が到着した時、島の周辺海域には二〇隻ほどの日本の漁船が漁業に従事しており、猟船も三隻碇泊していた⁽⁴⁴⁾。チュレーニー島は「保護区域」の範囲内であることから、これらの船はロシアからすれば密猟船であった。しかし、現地ロシア軍は地上戦に忙殺されていたことから、彼らを摘発する余裕はなかったと見られる。台南丸の士官は現地の日本船へ退去勧告を発した後、島に「漁猟禁止ノ表札」を建てたのである⁽⁴⁵⁾。

台南丸の到着を受けて、海軍省と海軍軍令部は、イギリス軍艦による海獣保護の巡視活動を拒絶するとともに、北遣艦隊へ海獣保護のための巡視活動を命じた。その際、軍令部と外務省はチュレーニー島における「海獣魚類等」の猟獲を全面的に禁止し、⁽⁴⁶⁾ 毎年の巡視活動時期に監視員を島へ派遣することを取り決めた。⁽⁴⁷⁾ この措置が樺太島漁業仮規則第一条における海獣猟の全面禁止条項（「海豹島ノ海獣猟ハ之ヲ許可セサルモトス」）に反映されたことからわかるように、⁽⁴⁸⁾ 日本占領下の樺太における海獣猟の全面禁止措置は、イギリスの海獣保護活動を代行した日本政府の意向を反映したものであった。

こうした外務省と海軍の行動について、農商務省は、前述した一九〇五年四月の海獣猟業に関する内務省警保局の訓諭からもわかるように、依然として「我国ノ体面」を守ることに終始しており、全面的に支持したと見られる。外務省と農商務省は、海獣猟に関する政策連携を見据えながら海軍と協力することによって、サハリン島占領作戦へイギリスが介入できる余地を取り除くことができたのである。

なおイギリスは、こうした日本の行動を静観していた。第二次日英同盟協約の交渉時、イギリスは、日露戦争に関する東アジアの戦闘には中立的な態度を取っていた一方、⁽⁴⁹⁾ ロシア軍が英領インド方面に伸張することも恐れて、ロシアの抑え込みを日本に期待していた。⁽⁵⁰⁾ サハリン島占領作戦や海獣保護活動における日本の行動は、イギリスにとってロシア海軍戦力の抑え込みを果たすことのできる都合の良いものであったと見られる。

(三) 日本海軍によるカムチャツカ半島遠征

七月末、日本軍によるサハリン島の全島占領が実現すると、北遣艦隊はロシア軍の補給路を断つために、オホーツク海北西部やサハリン島周辺の巡視を始めた。⁽⁵¹⁾ その際、軍令部は北遣艦隊にカムチャツカ半島への「威力偵察」を命じた。この偵察とは、ロシア軍の補給路を断つための海上巡視と海獣保護活動を指す。⁽⁵²⁾ この海獣保護活動の範囲とは、英露条約に定められた「保護区域」の全てを指すことから、日本海軍は、イギリスの海獣保護を代行した時点で、カムチャツカ半島の東部海域に位置するコマンドルスキー諸島にも軍艦を派遣することができたのである。加えて、「威力偵察」には、報效義会会長の郡司成忠を救出するという任務も含まれていた。郡司は、日露開戦後にカムチャツカ半島へ強襲上陸したものの、ロシア当局に拘束されていた。⁽⁵³⁾ 彼の行動は、日本国内にカムチャツカ半島を占領すべきであるという意見を喚起した点で、海軍にとってカムチャツカ遠征を行なう大義名分となった。⁽⁵⁴⁾ サハリン島の全島占領、島周辺海域の掌握を達成した八月上旬、こうした背景から海軍軍令部は、北遣艦隊にコマンドルスキー諸島における「海獣等濫獲ノ弊」を調査するよう命じ、北遣艦隊の司令部は、軍艦須磨と和泉をカムチャツカ半島へ向かわせたのである。⁽⁵⁵⁾

以上のように、日本海軍は、イギリスに代わって海獣保護活動を遂行することによって、サハリン島における漁業と猟業を軍の統制下に置くとともに、カムチャツカ半島へ軍艦を派遣したのである。これらの行動は、サハリン島占領作戦の計画立案時から決まっていたわけではなく、戦況に応じて導き出されたものにすぎなかった。とはいえ、それらの軍事行動を海獣保護活動と関連づけて展開することによって、日本海軍は、サハリン島占領作戦に積

極的な関与をしたのである。

四、露領チュレーニー島から日本領海豹島へ

(一) ポーツマス条約における海豹島と英露条約継承の可否

北遣艦隊の作戦行動中、日本政府はポーツマス講和会議に臨む一方、仮にサハリン島全域を獲得した場合、英露条約の「保護区域」―チュレーニー島周囲三〇海里における海獣禁猟区―を継承するか否かという問題に直面した。これについて、八月四日に外務・農商務・海軍省は、サハリン島の日本への割譲が決定した場合に限り、英露条約を継承しないことを確認した。その代わり、農商務省は、一九〇五年冬以降における海豹島の海獣猟業に制限をかける方針を示して、海獣保護をめぐる国際関係に配慮する姿勢を示したのである。⁽⁵⁶⁾ 日本が英露条約を継承しなかったのは、新領土となる予定の海豹島からイギリスの海獣保護を通した影響力を排して、日本独自の法制度の中でラッコ・オットセイ猟業を再編成したいという農商務省の意向があったためである。こうした背景から、農商務省水産局の下啓助は、八月一七日に外務省参事官倉知鉄吉へ英露条約を継承しない旨の意見には異存なしと述べて、「保護区域」を継承しない方針を伝えたのであった。⁽⁵⁷⁾

英露条約に関する日本の態度について、ロシアは講和会議の場では言及しなかった。そもそも講和会議におけるロシアにとつての重要事項は、サハリン島を日本へ割譲することの可否にあり、⁽⁵⁸⁾ 猟業の経営には関心がなかった。ロシアによる海獣保護の中心がコマンドルスキー諸島であったことや、講和条件に関して日本との対立を避ける姿

勢も相俟つて、ロシア政府は海獣保護に触れなかったのである。⁽⁵⁹⁾

こうして日本政府は、ポーツマス条約締結時点をもって、英露条約の精神を継承して、チュレーニー島における海獣保護活動に着手しなければならなくなったのである。

(二) 日本における海豹島経営の方針

ポーツマス条約第九条に基づいてチュレーニー島が海豹島として日本領へ編入された後⁽⁶⁰⁾、十一月二日に日本外務省は、マクドナルド駐日イギリス公使へチュレーニー島を海豹島として日本領へ編入することを宣言し、今後は日本海軍が海獣保護のための巡視を行なう旨を伝えた。外務省の動きに応じて、農商務省は、英露条約の「保護区域」に準じるような禁猟区を海豹島へ設定すべきであると主張し⁽⁶¹⁾、海軍省へ海獣保護に関する調査を依頼した。海軍省はこれを受けて、一九〇六年二月に「海獣猟業ニ関スル調査」をまとめた。この調査報告書の緒言によると、海軍は「帝国新領土ノ経営上此ノ如キ禁猟同盟〔英露条約・米露条約の「保護区域」〕ニ加入スヘキヤ否ヤ」を検討しており、調査書発行時点では「領海ニ巡航シ該獣猟獲ノ監視」を行なうことを決めていた⁽⁶²⁾。ただし、それを実施する具体的な日程は決まっていなかった。

この後、外務省は、三月二一日にマクドナルド大使（駐日イギリス公使館は一九〇五年二月二日に大使館へ昇格）から、日本海軍が海獣保護活動に従事することに賛同する書簡を受領した⁽⁶³⁾。このことを受けて、海軍省は巡視活動の準備を進めていくこととなった。

四月一三日、海軍大臣齋藤實は、首相西園寺公望へ海獣保護に関する閣議を求めた。閣議請求書によると、齋藤は、海豹島の子獣を保護するためには、領海と公海の一部に跨がるような禁猟区を海豹島に設定すべきであると主張した。この禁猟区の範囲は島嶼部周囲三〇海里であり、英露条約にある「保護区域」の範囲と同じものであった。⁽⁶⁴⁾ 齋藤の意見を考慮した政府は、臘虎臘肭獸猟法の第二条に基づいて六月九日に勅令第一四七号を定め、六月一二日に農商務大臣松岡康毅は海豹島周辺三〇海里を禁猟区に指定した旨を全国へ通達した。⁽⁶⁵⁾ 併せて、外務大臣林董は駐日イギリス大使へ海豹島における海獣保護に関する日本の方針を伝えて、日本海軍による巡視によって海豹島の海獣保護を実施することを報じた。⁽⁶⁷⁾ ここに日本政府は、海豹島に独自の禁猟区を設けたのである。

(三) 海軍による巡視活動とその意義

勅令発布に先がけて、海軍は、四月～五月に樺太・千島方面へ軍艦武蔵を派遣した。その際、海軍省は軍艦武蔵に海獣の分布状況や航路の確認、日本人漁業・猟業者の活動状況や地理情報を収集するよう命じて、⁽⁶⁸⁾ 海獣保護の方針を立案した。それこそが、六月九日に閣議決定された海豹島の海獣保護に関する取締方針である。この方針では、海豹島の陸上と領海三海里以内における海獣猟業の禁止と、海豹島の「周囲三十海里ノ海上ニ於テハ内国船ニ限り」猟獲を禁止し、それらに違反した場合の罰則規定を設けるとともに、陸海軍が海獣保護のための巡視活動に従事することを明記した。⁽⁶⁹⁾ これにに応じて、海軍省は「海豹島臘肭獸保護取締手続」を作成し、領海三海里もしくは海豹島の周囲三〇海里以内に侵入した内外船舶を拿捕・臨検して、もし海獣猟業に従事していた場合には、裁判所のある

港湾か樺太民政当局へ誘導し、海獣猟業に従事していなかったとしても、その場から退去させることを取締方針に据えた。⁽⁷⁰⁾ 前出の勅令第一四七号と海軍の取締方針を立てたことよって、日本政府は海豹島における海獣保護の体制を確立したのである。

以上のような方針をもって、海軍は六月二八日から七月二三日まで、軍艦武蔵を海獣保護のために再び北方へ派遣した。巡視工程表によると、軍艦武蔵は、根室港―海豹島―久春古丹間^{クシユンコタン}を廻航することとされており、北海道北東沿岸から樺太のアニワ、テルベニエ湾を中心に巡視していた。⁽⁷¹⁾ この巡視を受けて、日本人漁業・猟業者たちは軍の摘発から逃れるためにベーリング海方面へ向かい、米領プリピロフ諸島へ侵入して密猟を行なうようになった。⁽⁷²⁾ 日本政府は、英露条約に配慮した海獣保護を実施したものの、そのことが後日、海獣猟業をめぐる日米間の対立を引き起こしてしまうのであった。

おわりに

日露戦争は、日本にとって海獣猟業の奨励と海獣保護の両立を見直す契機となった。先行研究では、日露戦争は日本に海獣保護の機運を高める転換点であったと見なす傾向にあったが、本稿ではむしろ海獣保護を利用して日露戦争の戦域拡大と戦後における北方海域への海洋進出の布石を打つことができたと評価した。そのような日本の行動は、日本海軍が海獣保護活動のための巡視活動を展開したことから始まった。日露開戦後間もなく、イギリスは英露条約に基づいて、サハリン島近傍のチュレーニー島で海獣保護活動を実施した。日本政府は、当初はイギリス

の活動に協力していたものの、一九〇五年にサハリン島侵攻作戦を立案して以降になると、占領作戦におけるイギリスの介入可能性を排するために、イギリスに代わって海獣保護活動を実施することを決めた。こうして日本は、海獣保護活動を実施して、サハリン島とともにチュレーニー島も占領したのである。

もつとも、日本がイギリスの海獣保護活動を代行したことは、日露戦後における日本の海獣猟業を制約させてしまう結果を招いた。ポーツマス条約でロシアからチュレーニー島を獲得すると、日本政府は、海獣保護をめぐる国際関係に配慮しながら、日露戦後も海軍を動員して巡視活動を継続しなければならず、一九〇六年六月には英露条約の「保護区域」に準じた禁猟区を海豹島（チュレーニー島）に設定するとともに、日本海軍の軍艦をオホーツク海の巡視任務に動員した。このように、日露戦時中における日本政府の海獣保護は、イギリスの戦争介入を防ぐとともに戦域を拡大させるための一手段として機能し、サハリン島の占領やカムチャツカ半島への遠征を実現することができた。しかし、日露戦後になると、日本政府は、戦時中の対応によって海獣保護の国際関係に配慮せざるを得なくなり、自国の猟業奨励政策との矛盾を抱えてしまったのである。

日露戦争によって、一八九三年から存在した英露主体の海獣保護の枠組みは、日本独自の海獣保護の枠組みへ再編された。日本は海獣保護の国際的な枠組みに準じてオホーツク海の猟業を統制下に置くことによって、北方海域への海洋進出を果たすことができた。一方、チュレーニー島の領有は、海獣保護の国際的責任を負うことを意味した。このことは、日本政府が国際社会に配慮した海獣保護・猟業抑制へ方向転換していく要因になった。こうして日本は、北方海域の海獣毛皮資源をめぐる国際関係へ組み込まれていくのであった。

註

- (1) 神長英輔『北洋』の誕生——場と人と物語——(成文社、二〇一四年) 六三頁、拙稿「ポーツマス条約漁業権条項の再検討」『日本歴史』第八八九号、二〇二二年六月。
- (2) *Безьева, Н. А.* Под общ. ред. Дальневосточная контрбанда как историческое явление: Борьба с контрабандой на Дальнем Востоке России во второй половине XIX - первой трети XX века. 2-е изд., испр. и доп. Москва, 2019. Глава 3.
- (3) 拙稿「パリ仲裁裁判と日本の海洋進出——一八九〇—一八九七年——」『歴史学研究』第一〇二六号、二〇二二年九月、拙稿「一八九七年ワシントン海獣保護条約の再検討」『国史学』第三三六号、二〇二二年九月。
- (4) 二野瓶徳夫『明治漁業開拓史』(平凡社、一九八一年) 一四六—一五〇頁、和田一雄「ラッコ・オットセイ猟業の成立・変遷と資源管理論(2)」『野生生物保護』第二巻第三号、一九九七年二月、山田伸一「日露戦争前後の海豹島(チュレニー島)北海道開拓記念館編「北方の資源をめぐる先住者と移住者の近現代史——北方文化共同研究報告——」(北海道開拓記念館、二〇一〇年) 所収。
- (5) 海豹島という名称は、露名チュレーニー(Толений)、英名ロツベン(Robben)の対訳で、一九〇五年七月のサハリン島占領作戦時、占領地を日本名へ改名する際に初めて使用された(村井正雄『海豹島と臘腸獣』樺太文化振興会、一九四一年、一頁)。
- (6) 前掲註(4) 山田論文『Самарин, И. А. История острова Толений. Южно-Сахалинск, 2012.』
- (7) 一八九三年英露条約は、ラッコ・オットセイ群集地のコマンドルスキー諸島とチュレーニー島の周囲三〇海里を「保護区域」に定めた条約である。この区域は、領海と公海に跨るように設定されたため、公海自由の原則を一部規制した。また、区域内においてロシアは国家管轄権を行使することができたため、事実上の領海主権の拡大を意味していた(前掲註(3) 拙稿「パリ仲裁裁判と日本の海洋進出」)。
- (8) 「千九百四年三月二十九日倫敦発『ランスタラン』卿來電、「コンマンダ」及「ロツベン」島附近ニ於ケル海獣狩猟一件」(外務省外交史料館所蔵、35888) 所収(以下、「海獣狩猟一件」)。

- (9) Суворов, Е. К. Командорские острова и пушной промысел на них. Санкт-Петербург, 1912. С. 30.
- (10) I. Mokono to J. Komura. Telegram. Jul.3, 1904. 「海獣狩猟一件」所収。
- (11) 一九〇四年二月一六日發海軍大臣山本権兵衛・北海道長官園田安賢宛外務大臣小村寿太郎「英国軍艦アルヂエリン号艦内獣群偵察ノ為コマンドル島及ロツベン島ニ巡航ノ件」, 「海獣狩猟一件」所収。
- (12) 一九〇四年六月一四日・二四日付小村寿太郎宛 C・マクドナルド書簡訳, 「海獣狩猟一件」所収。
- (13) 一九〇四年六月一四日付 C・マクドナルド「覚書」, 「北太平洋ニ於ケル海獣漁猟ニ関スル繋争問題雜件 英国トノ関係」(外務省外交史料館所蔵, 35863) 所収(以下、「英国繋争問題雜件」)。
- (14) 一九〇四年六月二七日發 C・マクドナルド宛小村寿太郎「アルヂエリン号占守寄港並ニ該地ニ石炭廻送ノ件回答」, 「海獣狩猟一件」所収。
- (15) 一九〇四年二月九日付小村寿太郎宛在コルサコフ領事野村基信意見書「露国領土薩哈噠(サハリン)島漁業報告一件」(外務省外交史料館所蔵, 35869) 所収。
- (16) 一九〇四年七月一日付小村寿太郎宛農商務大臣清浦奎
- 吾「水第二七二五号」, 「北太平洋ニ於ケル海獣漁猟ニ関スル繋争 英国トノ関係」第四卷所収。
- (17) 牧朴真述『沿海州及薩哈噠島概況』(農商務省水産局, 一九〇四年) 五三頁。
- (18) 「ベーリントン海艦内獣捕猟取締ニ関シ英国政府ニ之方権限ヲ委付スルヤ否ニ付、農商務省水産局ノ意向」, 「英国繋争問題雜件」所収。
- (19) R. Nugent to Sir G. Noel, Oct. 1904. F. O. (British Foreign Office, Japanese Correspondence) 46/678. pp. 5-7. 犬飼哲夫「往時の北洋の艦内獣船」『北方文化研究報告』第一〇集、一九五五年。
- ロシアとアメリカは一八九四年に米露海獣保護条約を締結しており、アメリカ人猟業者が海獣猟業に従事するためには、英露条約の規制外にあった日本の猟船に水夫として搭乗するほかなかったのである。
- (20) 一九〇四年二月九日付北海道庁・警視庁・神奈川県ほか六県知事宛農商務大臣訓令、「本邦沿海ニ於ケル海獣漁猟取締一件」第二卷(外務省外交史料館所蔵, 3581) 所収。
- (21) 一九〇五年四月二四日付警視總監・宮城県・岩手県ほか一一府県知事宛内務省警保局長仲小路廉通牒「秘丙第二

一〇号」樺太島ニ於ケル漁業渡航者取締一件附野村領事立案ニ係ル薩哈噠島漁業規則案、日露戦役中、露領ニ於ケル漁業取締並漁船漁民遭難一件」第一卷（外務省外交史料館所蔵、358.89）所収。

(22) 当時、猟船清風丸に搭乗していた南文太郎の回想によると、日本人猟業者は船団を組んで武装し、一九〇五年六月にコマンドルスキー諸島へ出猟した。この時、船団の中核にあった第二金勢丸は、島の堡壘や小屋を襲撃したという（前掲註（19）犬飼論文、「往時の北洋の臘肭獸船」）。

(23) 前掲註（18）「ペーリング海臘肭獸捕猟取締ニ関シ英国政府ニ之カ権限ヲ委付スルヤ否ニ付、農商務省水産局ノ意向」。

(24) 「時局と北海の漁業」『東京朝日新聞』一九〇四年三月五日付朝刊、二面。

(25) 前掲註（4）二野瓶著書。

(26) 『遠洋漁業奨励法改正法律案委員会公議録（速記）第二回』、一九〇五年一月三十一日付、三・七頁。

(27) 農商務省水産局編『遠洋漁業奨励事業成績』（農商務省水産局、一九一八年）第二編九頁。

(28) Report on Japanese Pelagic Sealing Vessels for the hunting Season of 1904, compiled by Edward J. King, Report on Japa-

nese Pelagic Sealing Vessels for the hunting Season of 1905, compiled by Edward J. King. *Dispatches from U.S. Consuls in Yokohama, Japan, 1897-1906*, Vol.5.

(29) 前掲註（1）拙稿、原暉之・天野尚樹編『樺太四〇年の歴史——四〇万人の故郷——』（一般社団法人全国樺太連盟、二〇一七年）六〇—六一頁。

(30) 内山吉太・明石喜一『薩哈噠島占領経営論』（東海堂書店、一九〇五年）七七・八〇・一〇四頁。

(31) 『鈴木書記生の樺太談』『東京朝日新聞』一九〇五年四月二日付朝刊、二面。

(32) 長岡外史『樺太占領軍派遣始末』（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号三四五七二）。

(33) 社団法人全国樺太連盟編『樺太沿革・行政史』（社団法人全国樺太連盟、一九七八年）二二二—二二三頁。

(34) 大山梓「日露戦争と樺太占領」『政経論叢』第四一卷一・二号、一九七三年二月。

サハリン島占領に関する研究は、例えば、ジョン・J・ステファン著、安川一夫訳『サハリン——日・中・ソ抗争の歴史』（原書房、一九七三年）九七—九九頁、原暉之編『日露戦争とサハリン島』（北海道大学出版会、二〇一一年）などがあがる、いずれも陸軍の作戦行動や現地漁業者の活動

に集中しており、海軍の動きを看過している。

(35) 前掲註(一) 拙稿「ポーツマス条約漁業権条項の再検討」では、ラッコ・オットセイ猟業を利用したサハリン島占領の可能性を指摘したものの、この拙稿の主題は漁業にあつたため、海獣猟業をめぐる海軍の作戦行動には言及しなかつた。本稿は、この点への批判も含めてのことから、本稿の意見が現時点における筆者の見解である。

(36) 「長山占領ニ関スル覚書」、「日露戦役ノ際樺太ニ於ケル長山占領ニ関スル覚書」(外務省外交史料館所蔵、S26.10) 所収。

(37) 「水路告示第千六百六十八号」『官報』第六六〇九号、一九〇五年七月二日付、五〇三頁。

(38) 一九〇五年六月二二日発海軍大臣山本権兵衛宛外務大臣小村寿太郎「ロッペン島臘豚獣保護ノ件」、「海獣狩猟一件」所収。

(39) C. MacDonald to Marquess of Lansdowne. Apr. 18, 1905. F. O. 46/678, p. 37.

(40) 伊藤貞助『樺太戦史』(樺太戦史編纂会、一九二五年)三八―四二頁。

(41) 平野龍二『日清・日露戦争における政策と戦略——「海限定戦争」と陸海軍の協同——』(千倉書房、二〇一五

年)二七七―二七九頁。

(42) 日本海は、竹島の防備強化とウラジオストク近海の偵察という観点から、海軍にとつて制海権の対象範囲であつたという(稲葉千晴『バルチック艦隊ヲ捕捉セヨ——海軍情報部の日露戦争——』(成文社、二〇一六年)二二一―二二二頁)。

(43) 荻野富士夫『北洋漁業と海軍——「沈黙ノ威圧」と「国益」をめぐる——』(校倉書房、二〇一六年)五一―五二頁。

(44) 「一九〇五年」七月一六日付伊集院五郎宛中尾雄電報、「海獣狩猟一件」所収。

(45) 「中尾第四艦隊司令官戦時日誌」一九〇五年七月二四日条(防衛省防衛研究所蔵、海軍省「日露」M37.4)。

(46) 一九〇五年七月一四日付第四艦隊司令長官中尾雄宛軍令部長伊集院五郎電訓、「戦時書類巻四二 北遣艦隊一」(防衛省防衛研究所蔵、海軍省「日露戦書」M37_38-42-600)所収。

(47) 一九〇五年七月一五日付山本権兵衛・陸軍大臣寺内正毅宛外務大臣桂太郎「機密送第五六号」、「明治三十九年自一月至四月満密大日記」(防衛省防衛研究所蔵、陸軍省「陸満密大日記」M39-1-10)所収。なお、監視員は一九〇六

年より樺太軍政部から一〇人派遣されるが (Саварин. Истрия острова Тонинги. С. 140.)、これは七月二十七日に片岡長官が中尾艦隊司令へ島周辺の密猟取り締まりと、海獣保護に関する方策を取りまとめるよう指示したことに端を発する (一九〇五年七月二七日付中尾雄宛片岡七郎訓令「北遣艦隊機密第一一三号」)。「北遣艦隊機密」(防衛省防衛研究所所蔵、海軍省「日露」M37-375) 所収)。

(48) 一九〇五年八月七日付陸軍省告示第一五号「樺太島漁業仮規則」、『官報』一九〇五年八月七日付、三面。

(49) 千葉功「旧外交の形成——日本外交一九〇〇—一九一九——」(勁草書房、二〇〇八年) 一六〇—一六二頁。

(50) Keith Neilson. *Anglo-Japanese Alliance and British strategic foreign policy, 1902-1914.* // Edited by Phillips Payson O'Brien. *The Anglo-Japanese Alliance, 1902-1922.* London and New York, 2004. p. 57.

イギリスは、英領インドを東アジア進出のための拠点として利用していたことから、ここにロシアの軍事的影響力が及んで、その拠点を失うことを恐れていた。こうしたイギリスの懸念は、第二次日英同盟協約の締結交渉において、マクドナルド駐日公使と陸軍大臣寺内正毅との私的会談で、ロシアの報復戦があった場合、満州地域とインドを守るた

めに日英両国が共同出兵するべきであると確認したことから窺える (MacDonald to the Marquess of Lansdowne. May 25, 1905. F. O. 46/673. pp. 86-87)。

(51) 一九〇五年七月二七日付北遣艦隊命令「機密第一一一号」(戦時書類巻九 北遣艦隊摺物) (防衛省防衛研究所所蔵、海軍省「日露戦書」M37-38-9-567) 所収。

(52) 一九〇五年八月五日付中尾雄宛片岡七郎訓令「北遣艦隊機密第一七一号」(「北遣艦隊機密」) 所収。

(53) 報效義会は、千島列島の開拓を目的とした有志団体である。会長は郡司成忠が元海軍軍人であったことを踏まえて、ロシア側の研究では、日本陸海軍は日露戦争開戦当初からカムチャツカ半島侵攻を企てていたと指摘されている (Воробьева, Э. А. Русско-японская война 1904-1905 годов: пытались ли Япония захватить Камчатку? // Сибирь и войны XIX - XX веков: тезисы Всероссийской (с международным участием) научной конференции (г. Новосибирск, 8-10 июня 2014 г.). Новосибирск, 2014. С. 49-51)。しかし、郡司がカムチャツカ半島へ上陸した目的は千島列島を防衛するためであって、日本軍の命令を受けての行動ではなかったことから、必ずしも日露戦時中の作戦行動であったと評価することはできない (舟川はるひ「郡司大尉のカムチャツカにお

けるミッシヨン——日露戦争史のひとつま——」『ユーラシア研究』第五〇号、二〇一四年五月。

(54) 「堪察加〔カムチャツカ〕は黄土」『北海タイムス』一九〇五年七月一八日付朝刊、一面。なお、この記事の初出は「堪察加に就て」『東京日日新聞』一九〇五年七月一四日付朝刊、二面である。カムチャツカ半島に対する関心の高さは、東京と北海道で温度差がある。

(55) 一九〇五年八月五日付東郷正路宛片岡七郎訓令「北遣艦隊機密第一七二号」、『北遣艦隊機密』所収。

(56) 一九〇五年八月四日開催「ロツベン島海獣保護問題」に関する協議、「海獣狩猟一件」所収。

(57) 「一九〇五年」八月一七日付外務参事官倉知鉄吉宛農商務技師下啓助書翰、「海獣狩猟一件」所収。

(58) «Высочайше утвержденная в Петергоф 28 Июня 1905 года инструкция Стансу Секретарю Муравьеву» // Портсмутский договор: Сборник дипломатических документов, касающихся переговоров между Россией и Японией о заключении мирного договора, дополненный некоторыми документами из архива С. Витте. Москва, 1905. С. 83.

(59) Дубинина, Н. И. Приамурский Генерал-губернатор П. Ф. Унгербергер. Хабаровск, 2008. С. 238-239.

北方海域をめぐる日露戦中・戦後の日本外交

高橋

(60) ポーツマス条約第九条、「日本外交文書別冊 日露戦争 V」五三六頁。

(61) 一九〇五年一月一八日付倉知鉄吉宛牧朴真「水第三五六八号」別紙、「コンマンダ」及「ロツベン」島附近ニ於ケル海獣狩猟一件」所収。

(62) 一九〇六年二月付海軍大臣官房調製「海獣狩猟ニ関スル調査」、「海獣狩猟一件」所収。

(63) C. MacDonald to K. Satomi, Mar. 21, 1906, 「明治三十九年 公文備考 卷十七 艦船八」(防衛省防衛研究所所蔵、海軍省「公文備考」M39-19-644) 所収。

(64) 一九〇六年四月一三日付首相西園寺公望宛海軍大臣齋藤実「海豹島ニ於ケル臘肭獣保護ニ関スル件」、「公文類聚 第三〇編・第一五卷・産業二」(国立公文書館所蔵、類01020100) 所収。

(65) 一九〇六年六月九日公布「勅令第四百十七号」、「本邦沿海ニ於ケル海獣漁獲取締一件」第二卷(外務省外交史料館所蔵・3.5.8.1) 所収。

臘肭獣臘肭獣法第二条は以下の通り(一九〇五年三月二日公布、臘肭獣臘肭獣法抜粋、「官報」一八九五年三月六日付、一面)。

臘肭獣臘肭獣保護ノ為、勅令ヲ以テ禁猟区及禁猟期ヲ設ケ

猟船、猟具、猟法ヲ制限シ、牝牡、年齢ニ依リ其獵獲ヲ禁止スルコトヲ得。

(66) 一九〇六年六月二日付農商務大臣松岡康毅調製「水發第三五号」、「本邦沿海ニ於ケル海獸漁獵取締一件」所収。

(67) 一九〇六年六月二日發C・マクドナルド宛林董「海豹島ニ於ケル臘膾獸保護ニ関スル件回答」、「海獸狩獵一件」所収。

(68) 「軍艦武蔵北海警備巡航報告 第七回」、「明治三十九年公文備考 卷十七 艦船八」所収。

(69) 一九〇六年六月九日付農商務次官和田彦次郎宛内閣書記官長石渡敏一通牒、「明治三十九年 公文備考 卷十七 艦船八」所収。

(70) 「海豹島臘膾獸保護取締手続」、「海獸狩獵一件」所収。

(71) 一九〇六年六月二五日付海軍省軍務局宛軍艦武蔵通牒別紙、「明治三十九年 公文備考 卷十七 艦船八」所収。

(72) 一九〇六年一〇月一日付外務大臣林董宛在シアトル領

事久水三郎「白吟（ペーリング）海遠洋漁業者所業ニ関スル件」、「北太平洋ニ於ケル海獸漁獵ニ関スル繫争問題雜件

米國トノ關係」第一卷（外務省外交史料館所藏 3.5.8.63.）所収。

(73) 一九〇六年一月二六日付農商務省水産局長牧朴真の演説、「本邦沿海ニ於ケル海獸漁獵取締一件」所収。

付記・本稿は、第二六回東アジア近代史学会大会（二〇二一年七月三日）における自由論題報告をもとに、博士学位論文「『北方海域』をめぐる明治期日本の海洋進出——ラッコ・オットセイ獵業を中心に——」（國學院大學、二〇二二年九月）の第五章を改稿したものである。また、本稿は日本學術振興会特別研究員研究奨励費（一九二〇六三六）の成果の一部である。

（國學院大學大学院博士後期課程）

TOYO GAKUHO

THE JOURNAL OF THE RESEARCH DEPARTMENT OF
TOYO BUNKO

Vol. 104, No. 4

March 2023

Japan's "Sea Mammal Protection Diplomacy" during the Russo-Japanese War: With a Focus on the Invasion of Sakhalin and Sea Mammal Protection

TAKAHASHI Ryoichi

This paper analyzes how the events of the Russo-Japanese War affected the international relations between Japan, Russia, Britain, and the United States, in the context of the fur seal industry in the Sea of Okhotsk and the Bering Sea.

In the 1890s, Great Britain, the United States, and Russia established a protection zone for sea mammals in these regions. On the other hand, Japan actively encouraged the hunting of sea mammals through the promulgation of the Pelagic Fisheries Encouragement Law of 1897.

Thereafter, the outbreak of the Russo-Japanese War brought into sharp focus the opposition between these sea mammal protection provisions and Japan's policy of promoting pelagic sealing activities. During the war, Japanese fishermen jumped on the opportunity provided by the war to fish in Russian territory.

The Japanese government initially called for restraint in this regard from its fishermen. However, when in the spring of 1905 a plan was formed by Japan to occupy Sakhalin, it saw in sea mammal protection activities by Rus-

sia and Britain a possibility of expanding the war zone. During the invasion of Sakhalin, in July 1905 the Japanese military successfully advanced into the Sea of Okhotsk by conducting warship patrols under the guise of protecting sea mammals.

When the southern half of Sakhalin was acquired by Japan via the Treaty of Portsmouth, Tyuleny Island was also incorporated into Japanese territory, and this meant that Japan would therefore take over from Russia the international responsibility of protecting sea mammals. The possession of Tyuleny Island was a factor in the Japanese government's change of direction toward contributing to sea mammal protection and hunting industry control. Japanese diplomatic policy on sea mammal protection was crafted while taking into account the international relations and treaties in this context, and this created a chance for the nation to become embedded in the international regime of sea mammal protection.

The Problem of the Management of the Three Imperial Shengjing Mausoleums and Puyi in Modern Chinese History

OIDE Shoko

This article discusses the history of the management of the three Shengjing 盛京 mausoleums in relation to the problems of modern Chinese history, such as the treatment of the “ancestral temple and mausoleums” and of the “private properties” of the Qing Imperial Household after the promulgation of the “Articles of Favourable Treatment of the Great Qing Emperor after His Abdication.” In particular, we elucidate the characteristics of the management system based on Puyi's 溥儀 intention to be deeply involved in the preservation of the three Shengjing mausoleums during the Manchukuo period, and approach the reality of the Manchukuo.

From the Qing dynasty to the collapse of Manchukuo, the management